

一般会計等財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの・・・会計年度における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの・・・取得原価

②出資金

ア. 市場価格のないもの・・・出資金額

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 13年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～17年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

③リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4)引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金については、過去5年間の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③リース資産

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①工作物及び物品並びにソフトウェアの計上基準

工作物及び物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等の概ね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な後発事象

該当なし

3. 偶発債務

該当なし

4. 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ①一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。
一般会計
- ②地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次の通りです。
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | —% |
| 連結実質赤字比率 | —% |
| 実質公債費比率 | 11.4% |
| 将来負担比率 | 19.6% |
- ⑤利子補給等に係る債務負担の翌年度以降の支出予定額 — 千円
- ④繰越事業に係る将来の支出予定額 218,442 千円

(2)貸借対照表に係る事項

- ①減債基金に係る積立不足額 — 千円
- ②基金借入金(繰替運用) — 千円
- ③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 12,398,817 千円
- ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模 | 8,722,389 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 908,100 千円 |
| 将来負担額 | 22,314,745 千円 |
| 充当可能基金額 | 7,985,155 千円 |
| 特定財源見込額 | 394,930 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 12,398,817 千円 |
- ⑤地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 — 千円
- ⑥管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川及び表示登記が行われていない法定外公共物は次の通りです。
なお、該当資産は貸借対照表の資産に計上されません。
- ア. 指定区間外の国道
- | | |
|-----|--------------------|
| 土地 | —百万円 |
| 工作物 | —百万円(減価償却累計額 —百万円) |
- イ. 指定区間外の一級河川等
- | | |
|-----|--------------------|
| 土地 | —百万円 |
| 工作物 | —百万円(減価償却累計額 —百万円) |
- ⑦建物のうち、PFI事業に係る資産は、該当ありません。

(3)純資産変動計算書に係る事項

- 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容
- ①固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ②余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4)資金収支計算書に係る事項

- ①基礎的財政収支 △ 56,304,725 円
- ②既存の決算情報との関連性

実質赤字比率	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	14,344,421,493円	13,788,913,766円
繰越金に伴う差額	△319,205,451円	—
地方自治法233条の第2項に基づく剰余金に伴う差額	—	169,000,000円
資金収支計算書	14,025,216,042円	13,957,913,766円

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	1,031,671,067 円
投資活動収入の国県等補助金収入	161,270,942 円
未収・未払債務等の増加(減少)	△ 24,397,392 円
減価償却費	△ 1,435,834,407 円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 7,644,772 円
退職手当引当金繰入額(増減額)	20,913,000 円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	1,742,373 円
資産除売却益(損)	7,042,714 円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 245,236,475 円

④重要な非資金取引

- 重要な非資金取引は以下のとおりです。
該当なし